

2021年3月19日

福岡県知事職務代理者	服部誠太郎 殿
福岡県教育委員会教育長	城戸秀明 殿
福岡市長	高島宗一郎 殿
福岡市教育委員会委員長	星子明夫 殿
北九州市市長	北橋健治 殿
北九州市教育委員会教育長	田島裕美 殿
福岡県公安委員会委員長	日向祥剛 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・性犯罪  
をなくす会 代表理事 後藤 啓二(弁護士)  
(野田市児童虐待事件再発防止合同委員会委員)

#### 4 度目の児童相談所と市町村、警察の情報共有と連携しての活動を求める要望書

1 児童相談所と市町村、警察との全件共有と連携しての対応につきましては、私どもから昨年の2019年2月と6月、2020年3月に要望書を提出、記者会見するなどしてお願いしておりますが、全国的には多くの自治体に受け入れていただいている中、福岡県・福岡市・北九州市にはいまだ受け入れられず、児童相談所が案件を抱え込むという閉鎖的な対応が続けられています。

そうした閉鎖的な対応が続く中、特に本年に入り、福岡県内では児童相談所あるいは市町村が把握しながら、警察と十分な情報共有も連携もすることなく、救えたはずの子どもの命が救えなかった事件を含め深刻な虐待死事件が、異常なほど続発しています。

① 本年2021年3月、福岡県田川市で母親が子ども3人と無理心中し、3人の子どもが死亡するという事件が発生しました。この家庭については、長男への身体的虐待につき何度も児童相談所に通告がなされ、警察からも前年の11月に心理的虐待に当たるとして児童相談所に通告がなされていましたが、児童相談所は2020年11月以降はこの家庭につき相談などはなかったとして、その後

対応していませんでした。

② 本年 2021 年 3 月、福岡県篠栗町で 2020 年 4 月に当時 5 歳の男児が餓死された事件で、母親と母親の友人が保護責任者遺棄致死罪で逮捕されるという事件が起きました。本件は、警察から「母親が大声で叱っている、子どもを残して外出している」という内容を含め 2 度通告がなされ、児童相談所と篠栗町が対応していましたが、児童相談所は 1 回家庭訪問したのみで、幼稚園を退所する、母親の友人が職員に対応することもある、ライフラインの電気・ガスが止められるなどの危険な兆候が多々あったにもかかわらず、さらに餓死寸前の 3 月 12 日と 31 日に母親の親族が児童相談所を訪れ「子どもたちが生きていますか確認してほしい」と職員に訴え、4 月 8 日までに複数回電話で相談するなどしていたにもかかわらず、児童相談所は餓死させられる 1 ヶ月前に 1 回家庭訪問したのみで、その際には危険はなかったとして、その後安否確認もしないままでした。

③ 本年 2021 年 2 月には、福岡県飯塚市に居住していた父親が、鹿児島市内のホテルで 2 人の子どもを殺害する事件が起きましたが(もう一人の子どもも同時期に死亡しているが病死の可能性があるとのこと)、父親について虐待通告が 4 度も警察に寄せられ、児童相談所に通告されていましたが、子どもたちを救うことができませんでした。①、②、③の事案では児童相談所、市町村、警察がどのように情報を共有の上、虐待リスクを評価して連携して対応していたのか大いに疑問です。

④ 2020 年 2 月には、福岡市で、長男の虐待に気づいた学校が児童相談所に連絡し児童

相談所の職員が家庭訪問した際、「ママが叩いた」と職員に証言した三男を父親が激高し、職員の目の前で殴ったにもかかわらず、職員がそのまま帰ってしまったという事案が発生しています。

⑤ 2019 年 11 月、福岡県田川市で、2018 年 11 月下旬に三男(当時 1 歳)が両親からエアガンで BB 弾を数十発撃たれ傷害を負わされ、その後衰弱死させられた事案で父親は傷害罪、保護責任者遺棄致死罪で、母親は保護責任者遺棄致死罪で起訴される事件が発生しました。児童相談所は 2018 年 1 月に長男(当時 3 歳)につき「頬に傷があり虐待でないか」という通報を受け、2019 年 7 月に

は三男について「泣き声がせず心配である」との通報を受けていました。しかし、1月の通報については、両親が否定し、3歳の長男も否定したとして「虐待でない」と判断し、7月の通報についても「虐待ではない」として20日間も安全確認せず、警察にも連絡していませんでした。また、田川市は、この家庭を「要支援家庭」として把握し、唯雅ちゃんが生きている間職員が母親に18回面接したが、唯雅ちゃんを確認できたのは2回だけで、それ以外は「親に預けた」などとの説明を受け、「虐待があるという認識はなかった」と説明しています。

⑥ 2019年3月には、筑紫野市で児童相談所が関与していた家庭において、小2女児

が真冬に長時間水風呂につけられるなどの凄惨な虐待事件につき、母親と交際相手の男が逮捕される事件が発生しました。児童相談所は「外傷がなく虐待ではない」として警察に連絡しないままでしたが、学校からの通報があり、ようやく警察に連絡し警察が母親らを逮捕しました。学校からの通報がなければ死に至らしめられる危険性がかなり高かった事件です。

⑦ 2018年5月、北九州市で父親が男児(4歳)をテレビ台の引き出しに押し込め低酸素

脳症で死亡させた事件では、2月に児童相談所は病院からの通告で次女(2歳)にやけどがあることを把握し家庭訪問しましたが、母親から「子どもがストーブに座った」と説明され、「子どもは両親になついている」として「虐待はない」と判断し、警察に連絡していませんでした。

⑧ 2016年11月には、佐賀県多久市で4歳男児が母親から同年8月に受けた暴行に

より死亡する事件が発生しました。本児は生後乳児院に預けられていましたが、2歳9月で福岡市の児童相談所は家庭復帰させ、その後3歳児健診未受診で近隣から顔にあざがあるとの通告もあったが、警察に連絡せず一時保護もせず、さらに児童相談所は要保護児童対策地域協議会へのケース登録もしていませんでした。家族は2016年3月佐賀県に転出しましたが、転居の際福岡市と佐賀県の児童相談所間で「虐待の疑いがある」との情報が引き継がれませんでした。

⑨ 2012年3月、北九州市で男児(2歳)が十二指腸破裂による循環不全で死亡し、

## 母

親の交際相手の少年(19歳)が男児に暴行を加えて死亡させたとして 傷害致死罪で有罪判決が確定した事件では、児童相談所に近隣住民や保育所から泣き声がする、「顔にひっかき傷がある」「たんこぶが2個ある」などと通報を受け家庭訪問したが、母親から「テレビ台にぶつけ、たんこぶができた。手を上げたことはない」などと説明され、少年の存在は把握しないまま、警察に連絡しないままでした。

⑩ 2010年6月には、久留米市で当時5歳の萌音ちゃんが日常的な虐待の末首に7キ

ログラムものペットボトルをかけさせ、動けないように縛り立たせ、萌音ちゃんが苦しさのあまりもがいて心臓が破裂し虐待死させられた事件が起きました。この事件では、久留米市が保育所から「萌音ちゃんが玄関やトイレで寝かされている」との通報を受け、児童相談所も母親と面談したが「緊急性なし」と判断し、萌音ちゃんを保護せず、警察にも通報しないままでした。母親は口を粘着テープでふさぎ、両手両足を縛って洗濯機に押し込み、座らせて2、3時間放置。出てこられないようにふたをテープでふさぎ、洗濯機内に水を入れ、スイッチを入れて回転させる、両手を広げた状態で棚に縛りつけ、両肩に水を入れたバケツをひもでつるすという拷問のような行為を行っていました。

⑪ 2005年10月、福岡市で少女が18歳になるまで母親に家をでることができず、小

学校も中学校も通うことができませんでした。自力で逃げ出し警察に保護された事件では、教員と児童相談所職員は家庭訪問はしましたが、母親から面会拒否されるとそのままにし、警察に通報もせず、これほどの長期にわたり放置していました。

2 これほど長きにわたり、児童相談所、市町村、警察の間で情報共有も十分な連携もせず、ずさんな対応により救えたはずの子どもの命を救えない事件を数多く引き起こしている他の自治体はありません。さらに、これほど多くの虐待死事件を防げなかったにもかかわらず、その原因を真摯に分析し再発防止のためには、警察と全件共有の上密接に連携して子どもを救う活動を行うことが必要だとは考えもせず(私どもは2年以上も前から要望しています)、これまでどおりの閉鎖的な対応を続ける自治体もありません。

大阪府、愛知県、埼玉県、神奈川県、沖縄県等他の多くの自治体では警察等関係機関との連携の重要性につきご理解賜り、私どもの要望を受け入れていただき、現時点で全

国の半数近くの道府県・政令市で、児童相談所と警察の全件共有と連携しての活動が実現、ないしは実現予定する予定です。本年 4 月からは大阪市と堺市で実施されます。

また、千葉県野田市心愛さん虐待死事件を受け、2019 年 5 月に文科省から出された「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」では、学校は外傷事案等は警察に連絡するよう定められるなど、全国的に関係機関の情報共有と連携しての活動は大いに進んでいます。

しかしながら、全国的な流れに反して、依然として警察への情報提供をごく一部に限定したままの福岡県、福岡市、北九州市では、児童相談所が警察と情報共有の上連携して活動していれば救えるはずであった上記の各事件や、千葉県野田市心愛さん事件、東京都目黒区結愛ちゃん事件など多くの子どもの命を救えなかった事件の教訓を全く生かすことなく、いつまでも同様の事件を引き起こしています。

⑤の田川市の事件、⑦の北九州市の事件では親の説明を安易に信じ、虐待はないと判断し、田川市の事件ではその後通報があったにもかかわらず警察に連絡もしていません。親の言い分をうのみに、「この事案は虐待でないから、警察と連携しなくても大丈夫」という判断は、子どもに危険極まりないことです。また、⑥の筑紫野市の事件では、保護者は虐待として水風呂に入らせたのは「たたいてあざが残るといけないと思った」と供述しているとおおり、悪質な保護者ほど傷やあざが見えるところにつかないように虐待することから、警察との情報共有の対象を「虐待による外傷」事案に限定してしまうと、このような悪質な事案が共有の対象とならないことになってしまうのです。

いずれの事件も虐待リスクの安易な判断から他機関と情報共有も連携もしない案件を抱え込んでの対応に至るまで極めて問題があり、特に警察との情報共有の対象を「虐待による外傷」が認められる事案に限定することの危険性は明らかとなっており、このままでは福岡県・福岡市・北九州市ではいつまでも同様の事件が起こり続けます。

また、④の福岡市の事件では、2019 年 5 月に文部科学省の「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」では、学校は外傷が認められる事案等は警察に連絡するよう定められているにも関わらず、学校は警察に通報していませんでした。千葉県野田市心愛さん虐待死事件をはじめ学校が児童相談所に連絡しても子どもが守られない事件を教訓とし作成された文科省の手引きを福岡市の教育委員会・学校は無視してはいないかと危惧されます。なお、この事件で福岡市の児童相談所の職員が自分の目の前で父親が子どもを殴るのを見ながらそのまま帰ってしまっており、論外の対応をしていますが、この事件は、学校は児童相談所でなく警察に通報しなければ子どもは救われな

いということを明らかにしたものといことができ、教育委員会・各学校は是非この事件を重く受け止めていただきたく存じます。

3 そこで、福岡県、福岡市、北九州市におかれましては、下記の事項にお取組みいただきますよう要望いたします。特に①は必須です。1、2回の家庭訪問で虐待リスクの正確な判断など神ならぬ人間の身で不可能です。しかし、福岡県・福岡市・北九州市の児童相談所は、それができると思い込み、1、2回の家庭訪問で「これは虐待ではない。緊急性は低い。警察と案件共有する必要はない」などと安易なリスク判断を行っていきます。案件を共有すれば、保護者のDV歴や子どもの迷子・家出歴など警察の保有情報を得ることができ、より多くの情報に基づき虐待リスクを評価できます。しかし、案件を共有しないままでは自らが有する少ない情報に基づいて虐待リスクを評価し、当然にリスク評価は甘くなり、本来必要な一時保護や他機関と連携して子どもの安否をより頻繁に確認するなどの取組もなされず、子どもが危険な状況に放置され、虐待死に至らしめられることとなります。実際に福岡県内ではそのような事件が多発しているのです。

また、どこに虐待されている子どもたちが居住しているかという情報すら、警察が知らされないままでは、警察が110番通報、DV対応、迷子・家出少年の保護等の日常の警察活動で虐待家庭や被害児童に接しても、虐待を見逃し子どもたちを救うことができず、最悪虐待死に至ってしまいます。東京都葛飾区愛羅ちゃん虐待死事件はそういう事件です。さらに、情報共有し連携して活動することとすれば、危険な家庭には児童相談所と警察が連携して家庭訪問するなどし、現状のような子どもの安否を長期間確認もせず放置するという事態を避けることができますし、警察官が夜間付近をパトロールして子どもの泣き声や親の怒声が聞かれないか確認し、そのような事案を把握すれば児童相談所に通報することもできます。このような活動により、児童相談所は今まで以上に子どもの置かれている危険な状況を把握することができ、一時保護等を適切に行うことができ、今まで以上に子どもを救うことができるようになるのです。本来であれば、児童相談所から警察に依頼しなければならないことではないでしょうか。一つの機関よりも、多くの機関の多くの目と足で子どもに危険が生じていないか確認していく方が子どもを守ることができるのは自明です。こんなことに反対する人などいません。どうか児童相談所にはこのことに気づいていただきたくお願いいたします。

家庭という密室で逃げることも助けを求めることもできずに虐待を受けている子ども

私たちは、児童相談所だけに助けてほしいなどと望んでいません。暴力被害に遭った大人がそうであるように、警察にもというよりも、警察にこそ助けてほしいと願っているのです。しかしながら、警察と連携すれば救えたはずの子どもの命が救えなかった事件を多数繰り返しながら対応を改めず、どこに虐待されている子どもがいるかすら警察に知らせない福岡県・福岡市・北九州市の対応は「きみたちは、警察に助けられなくていいんだよ。福岡では児童相談所は他府県のように警察とは連携しないんだよ。それが福岡の方針だから。児童相談所が対応しながら何人も虐待死させられているじゃないですか、だって？ そんなこと福岡の児童相談所は気にしないんだよ。他府県では警察と連携しているじゃないですか、だって？ 他府県の取組は関係ないよ。それが福岡の方針だから。それが嫌なら、他府県に住めば。でも、虐待している親は、福岡では通報されても児童相談所が警察に連絡しないから安心だと思ってるだろうね。」と子どもたちに言っているのに等しいのです。このような児童相談所の役人の子どもの安全を軽視していると言わざるを得ない方針とそれを改めさせない知事・市長の対応により、福岡県内の子どもたちは虐待の危険にさらされながら、他府県であれば救われるはずの命が救われないという状況下で暮らしていることを是非ご認識いただきたくお願いいたします。

① 児童相談所は、把握しているすべての虐待案件について警察に情報を提供する。特に、親の面会拒否、威嚇的言動、子どもの長期欠席、転居して所在不明、通報先不明、子どもに傷(虐待によるものか不明、親が否定するものを含む)がある場合、新たな同居人等の出現、ネグレクト、性的虐待の疑いが認められる場合等子どもに危険が生じるおそれがあると認められる場合には直ちに警察に通報する。

② 警察は、自ら把握した虐待案件及び前項により児相から提供を受けた虐待案件に係る情報を本部通信指令室のデータベース及び虐待家庭の所在地を管轄する警察署において登録し、虐待家庭に係る 110 番通報その他の情報提供がなされた場合、DV 事案への対応、巡回連絡等の場合、迷子・家出・深夜はいかいの子どもを保護する場合などにおいて、対応する警察官が虐待家庭であることを念頭に子どもの安否確認・保護、親への指導支援など適切に対応できるよう措置するとともに、対応した状況その他当該家庭につき保有する DV 対応歴、迷子・家出保護歴その他の情報を児相、市町村に通報する。

③ 市町村は、所在不明の未就学児童、健康診査未受診乳幼児について、関係部局間及

び転出先の市町村、児童相談所との間で必ず情報共有を行うとともに、これらの子どもの所在を調査し、その安全を目視で確認しなければならない。保護者が面会拒否する場合など子どもの安全を目視で確認できない場合には速やかに警察に発見・保護を要請するものとする。子どもの長期欠席、不登校事案についても同様に関係機関で必要な情報共有の上連携して活動する。

④ 児童相談所は、一時保護等を解除しようとする場合にはあらかじめ事前に警察、市町村等に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの安全が確保できるかどうか十分に調査しなければならない。

⑤ 児童相談所は、一時保護等を解除し、保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全確保計画を策定し、その後も関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。

⑥ 市町村の要保護児童地域対策協議会の実務者レベルの会議に警察を構成員とし、その場で、あるいは情報共有システムを利用して、虐待案件につきもれなく(児童相談所が主として対応するとされた案件を含む)、部内関係各課及び警察、教育委員会を含む関係機関と情報共有を図った上、面会拒否、威嚇的言動、DV その他の暴力事案、同居男の出現、子どもの長期欠席、健診未受診等の危険な兆候が見られた場合には直ちにその情報を警察に連絡し、警察が直ちに家庭訪問し子どもの安否を確認し、けが・衰弱等が認められる場合には緊急に保護するという仕組みを整備する。また、その他の案件についても、事案の危険性に応じて関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行い、その状況も関係機関で共有する仕組みを整備する。(福岡県には管内の市町村に対してご指導をお願いします。)

⑦ 教育委員会、学校は、文部科学省の2019年5月9日「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」に従い、外傷が認められる事案等については、警察に連絡するよう徹底する(福岡県教育委員会には管内の市町村教育委員会に対してご指導をお願いします。)

⑧ 児童相談所と市町村、警察、学校等の関係機関は、連携して事案の危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、情報システムを整備するなどし常に最新の情報を共有しつつ、子どもの安否確認と親への指導・支援を行い、虐待の継続・エスカレートを防ぐ。

「全件共有」は第一歩にすぎません。全件共有を機に、他の機関の業務の理解が進み、信頼関係が構築されることにより、多くの機関でより密接に連携した取組ができるようになり、より格段に多くの子どもたちを救うことができるようになります。どこに虐待されている子どもがいるかすら他機関に知らせない児童相談所の対応のままでは、他の機関はどうしようもありません。現状維持を望む児童相談所の役人の思惑どおりのままとするならば、何ら改善しません。多くの子どもたちの死を無駄にしないためにも、知事、市長のリーダーシップで、役所の縦割りを排し児童相談所と市町村、警察の全件共有と連携した活動を実現し、子どもたちの命をお守りいただくようお願いいたします。

(本件連絡先)NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会

代表理事 後藤啓二(弁護士)103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2-314

tel /fax 03-6317-5298

[kgoto@ab.auone-net.jp](mailto:kgoto@ab.auone-net.jp)

<http://www.thinkkids.jp/>